

事務連絡
平成26年4月10日

地方厚生（支）局医療課
都道府県民生主管部（局）
国民健康保険主管課（部）
都道府県後期高齢者医療主管部（局）
後期高齢者医療主管課（部）

御中

厚生労働省保険局医療課

疑義解釈資料の送付について（その3）

「診療報酬の算定方法の一部を改正する件」（平成26年厚生労働省告示第57号）等については、「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」（平成26年3月5日保医発0305第3号）等により、平成26年4月1日より実施することとしているところであるが、今般、その取扱いに係る疑義照会資料を別添1から別添3のとおり取りまとめたので、参考までに送付いたします。

なお、「疑義解釈資料の送付について（その1）」（平成26年3月31日付事務連絡）を別添4、「疑義解釈資料の送付について（その2）」（平成26年4月4日付事務連絡）を別添5のとおり訂正いたしますので、併せて送付いたします。

【血液化学検査】

(問27) 「1」の不飽和鉄結合能 (UIBC) (比色法)、総鉄結合能 (TIBC) (比色法)、
「12」の不飽和鉄結合能 (UIBC) (RIA法) と、総鉄結合能 (TIBC) (RIA法)
を同時に実施した場合は、「1」の不飽和鉄結合能 (UIBC) (比色法) 又は総
鉄結合能 (TIBC) (比色法) の所定点数を算定する」とあるが、今までは主
たる点数を算定とあったが、4月からは同時実施した場合は、「1」の点数の低
い方での算定となるのか。また、4項目全て実施の場合、若しくは2項目・3
項目の同時実施の場合も同様であるか。

(答) そのとおり。

【周術期口腔機能管理後手術加算】

(問28) 通則17に「歯科医師による周術期口腔機能管理の実施後1月以内に、第6款
(顔面・口腔・頸部)、第7款(胸部)及び第9款(腹部)に掲げる悪性腫
瘍手術又は第8款(心・脈管(動脈及び静脈は除く。))に掲げる手術をそれ
ぞれ全身麻酔下で実施した場合は、周術期口腔機能管理後手術加算として、
100点を所定点数に加算する。」とあるが、算定要件を満たす複数手術を併
せて施行した場合、各々の手術手技料に加算できるのか。

(答) 主たる手術の所定点数にのみ加算できる。

【酸素】

(問29) 平成26年4月1日以降の診療に係る費用の請求にあたって用いる酸素の単価
については、消費税8%で計算した購入単価により請求するのか。

(答) そのとおり。

ただし、平成26年2月15日までに地方厚生(支)局に届け出た酸素の購入単
価に105分の108を乗ずるのではなく、購入対価(実際に購入した価格)に105
分の108を乗じて当該届出とは別の新たな購入単価を算出し、請求すること。

(算出した購入単価が「酸素及び窒素の価格」により定められている価格未満
の場合に限る)

(参考) 当該年度の前年の1月から12月までの間に
酸素の購入単価(単位 円) = $\frac{\text{当該保険医療機関が購入した酸素の対価}}{\text{当該購入した酸素の容積(単位リットル、35℃1気圧で換算)}}$